

○尼崎市入札監視委員会条例

平成25年10月23日
条例第68号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市入札監視委員会(以下「委員会」という。)の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、委員会を置く。

(1) 本市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)(以下「建設工事」という。)の請負(市長が別に定めるものに限る。以下「工事請負」という。)に係る一般競争入札(以下この号において「一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格の設定及び確認、工事請負に係る指名競争入札(以下この号において「指名競争入札」という。)に参加することができる者の指名、一般競争入札及び指名競争入札(以下「一般競争入札等」という。)における落札者の決定その他工事請負に係る契約(以下「工事請負契約」という。)の締結手続に関すること(次号に掲げるものを除く。)

(2) 一般競争入札等の手続その他工事請負契約の締結手続に関する事項で市長が別に定めるもの及び建設工事の成績の評定内容について申し立てられた苦情への対応に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、本市が施行する一般競争入札及び指名競争入札並びに本市が締結する契約に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員は、自己又はその配偶者若しくは3親等以内の親族の利害に関係する議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に尼崎市入札監視委員会の設置等に関する要綱(以下「要綱」という。)の規定により置かれている尼崎市入札監視委員会(以下「旧委員会」という。)は、第2条の規定により置かれた委員会とみなす。

4 この条例の施行の際現に要綱の規定により旧委員会の委員として委嘱されている者は、第3条第2項の規定により委員会の委員として委嘱された者とみなす。